

令和6年度高砂市  
国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度高砂市の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,134,659 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
① 国民健康保険料		1,541,910
	(1) 国民健康保険料	1,541,910
② 使用料及び手数料		1
	(1) 手数料	1
③ 県支出金		6,586,364
	(1) 県負担金・補助金	6,586,364
④ 財産収入		1
	(1) 財産運用収入	1
⑤ 繰入金		984,832
	(1) 他会計繰入金	930,909
	(2) 基金繰入金	53,923
⑥ 諸収入		21,551
	(1) 延滞金・加算金及び過料	8,320
	(2) 雑収入	13,231
歳入合計		9,134,659

国民健康保険事業特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
① 総務費		188,026
	(1) 総務管理費	151,076
	(2) 徴収費	35,984
	(3) 運営協議会費	432
	(4) 趣旨普及費	534
② 保険給付費		6,465,278
	(1) 療養諸費	5,598,416
	(2) 高額療養費	833,820
	(3) 移送費	1
	(4) 出産育児諸費	25,011
	(5) 葬祭諸費	7,500
	(6) 結核医療諸費	30
(7) 傷病手当金	500	
③ 国民健康保険事業費納付金		2,393,060
	(1) 医療給付費	1,666,822
	(2) 後期高齢者支援金等	549,687
④ 保健事業費	(3) 介護納付金	176,551
		66,524
(1) 特定健康診査等事業費		47,590
	(2) 保健事業費	18,934
⑤ 基金積立金		1
	(1) 基金積立金	1
⑥ 諸支出金		21,470
	(1) 償還金及び還付加算金	8,320
	(2) 諸費	13,150
⑦ 予備費		300
	(1) 予備費	300

国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出	9, 1 3 4, 6 5 9
	合	計

国民健康保険事業特別会計

高予第11号

令和6年度高砂市  
後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度高砂市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,595,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月26日提出

高砂市長 都倉 達殊

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
① 後期高齢者医療保険料		1,208,037
	(1) 後期高齢者医療保険料	1,208,037
② 繰入金		369,853
	(1) 他会計繰入金	369,853
③ 諸収入		17,258
	(1) 延滞金、加算金及び過料	1
	(2) 償還金及び還付加算金	3,500
	(3) 受託事業収入	7,940
	(4) 雑収入	5,817
歳入合計		1,595,148

後期高齢者医療事業特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
① 総 務 費		84,777
	(1) 総 務 管 理 費	79,615
	(2) 徴 収 費	5,162
② 後期高齢者医療広域連合納付金		1,504,431
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	1,504,431
③ 保 健 事 業 費		2,140
	(1) 保 健 事 業 費	2,140
④ 諸 支 出 金		3,500
	(1) 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	3,500
⑤ 予 備 費		300
	(1) 予 備 費	300
歳 出 合 計		1,595,148

後期高齢者医療事業特別会計

令和6年度高砂市  
介護保険事業特別会計予算

令和6年度高砂市の介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,052,480千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月26日提出

高砂市長 都 倉 達 殊



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
① 保 險 料		1, 7 1 2, 4 1 7
	(1) 介 護 保 險 料	1, 7 1 2, 4 1 7
② 使 用 料 及 び 手 数 料		1 6 8
	(1) 手 数 料	1 6 8
③ 国 庫 支 出 金		1, 7 2 1, 8 7 2
	(1) 国 庫 負 担 金	1, 3 1 8, 2 1 5
	(2) 国 庫 補 助 金	4 0 3, 6 5 7
④ 支 払 基 金 交 付 金		2, 0 5 2, 9 1 0
	(1) 支 払 基 金 交 付 金	2, 0 5 2, 9 1 0
⑤ 県 支 出 金		1, 1 1 4, 5 8 3
	(1) 県 負 担 金	1, 0 1 8, 5 6 4
	(2) 県 補 助 金	9 6, 0 1 9
⑥ 財 産 収 入		1
	(1) 財 産 運 用 収 入	1
⑦ 繰 入 金		1, 4 5 0, 4 4 3
	(1) 他 会 計 繰 入 金	1, 3 0 8, 8 8 6
	(2) 基 金 繰 入 金	1 4 1, 5 5 7
⑧ 諸 収 入		8 6
	(1) 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	1
	(2) 雑 入	8 5
歳 入 合 計		8, 0 5 2, 4 8 0

介護保険事業特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
① 総 務 費		213,333
	(1) 総 務 管 理 費	150,818
	(2) 徴 収 費	7,341
	(3) 介 護 認 定 審 査 会 費	54,445
	(4) 趣 旨 普 及 費	729
② 保 険 給 付 費		7,190,092
	(1) 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,430,877
	(2) 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	418,718
	(3) そ の 他 諸 費	6,713
	(4) 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	161,402
	(5) 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	23,150
	(6) 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	149,232
③ 地 域 支 援 事 業 費		643,754
	(1) 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	388,747
	(2) 一 般 介 護 予 防 事 業 費	23,246
	(3) 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	230,471
	(4) そ の 他 諸 費	1,290
④ 基 金 積 立 金		1
	(1) 基 金 積 立 金	1
⑤ 諸 支 出 金		5,000
	(1) 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,000
⑥ 予 備 費		300
	(1) 予 備 費	300
歳 出 合 計		8,052,480

介護保険事業特別会計